

市社会福祉協議会マイクロバス運行事業について、新型コロナウイルス感染防止策を下記のとおり講じる。

(令和4年6月15日より)

【 車内環境について 】

- ・手指消毒用のアルコール消毒を乗降口に設置する。
- ・車内設備消毒用のアルコール消毒(スプレー式)を設置する。
- ・運転席と乗客座席の間に、感染防止パーテーションを設置する。
- ・注意喚起用のリーフレットを車内に設置し周知を図る。

【 乗車時の留意点について 】

運転手

(運転業務委託先：有限会社ドーシン)

- ・検温の実施
- ・マスク着用
- ・手指消毒の実施 (乗降時毎回)

利用者

- ・検温の実施 (当日、運転手にて乗客の検温)
- ・検温時、37.5℃以上の者には、乗車を控えて頂く。
- ・乗車後、利用団体にて、別紙「検温表」に氏名、体温を記載する。

【 乗車・運行中の留意点について 】

- ・車内ではマスクを着用。
- ・車内における水分補給は、各自ペットボトルを持参し摂取。食事は控える。
- ・大声での会話、カラオケの使用は禁止。
- ・マイクの使用は、連絡事項等の共有時のみ使用可。着座のうえ使用。
- ・飲酒についても、当面の間禁止。
- ・ゴミについては、各自持ち帰り処分する。
- ・開閉可能な窓は、換気の為、1cm程度窓をあけておく。

【 運行後の留意点について 】

- ・車内使用設備のアルコール消毒を実施。